



TP Alert

2021年10月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。

日本語訳と原文（[英文](#)）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

タイの移転価格法令では、収益が2億タイバーツ以上の法人やパートナーシップ（以下「法人等」）に対して、関連者間取引が独立企業間価格で行われていることを裏付ける文書作成の義務を課しています。この文書は、タイ歳入局長官の承認に基づく税務調査官からの通知を受け取った後、一定期間内に提出することが求められています。

この度、タイ歳入局はローカル移転価格文書（以下「ローカルファイル」）に記載されるべき内容に関する歳入局長官告示（No.407）（以下「告示」）を公表しました。なお、マスターファイルや国別報告書に関する規定はこの告示には含まれておらず、近日中の公表が待たれます。

ローカルファイルに記載が必要な事項

ローカルファイルの提出が必要な法人等（以下「報告法人」）が記載を要する主な情報は、以下のとおりです。

事業概要

- 事業内容、主要取引先を含むバリューチェーン、主要な競合他社、事業戦略、業界分析などの説明
- 従業員数を含む現地法人の組織図
- 報告法人との取引がある関連法人等の株主構成図
- 分析対象である会計期間又はそれ以前の会計期間に関連者間で行われた事業再編の内容と当該事業再編が収益性へ与える影響

- 関連者間で移転された無形資産と報告法人の収益性への影響についての記述

関連者間取引及び移転価格分析

- カテゴリー、相手先、その国、取引額を示した関連者間取引のリスト
- 上記のうち、重要と考えられる関連者間取引については、取引内容及び取引価格設定方針の説明
- 重要な関連者間取引に関するすべての契約書のリスト（主要な情報及び価格条件の概要を含む）
- 上記の重要な関連者間取引に関する報告法人及び関連者の機能、資産及びリスクの分析、並びに前会計期間との相違点
- 重要な関連者間取引に適用する移転価格算定方法を採用した理由（他の移転価格算定方法を不採用とした理由を含む）及び移転価格算定方法を適用する検証対象法人の特定
- 採用した移転価格算定方法を適用したベンチマーキング分析の詳細（以下を含む）
 - 比較対象取引又は比較対象法人等を特定するための選定プロセス及び情報源
 - 最終の比較対象取引又は比較対象法人等のリスト
 - 選択された利益水準指標に基づく独立企業間レンジ

また、検証対象である関連者間取引の財務情報も含まれなければなりません。税務調査官は、移転価格分析のために、歳入局長官が承認した通知に基づき上記以外の情報を要求することもできます。

OECD ローカルファイルとの整合性

この告示は OECD Transfer Pricing Guidelines（2017）に記載されているローカルファイルの推奨内容と概ね一致しています。OECD が推奨する内容に追加する注目すべき事項は、以下のとおりです。

- バリューチェーン分析
- 重要な関連者取引に関する契約書の主な条項の要約（OECD は契約書のコピーのみの提供を推奨している）
- 適切な移転価格算定方法を選択した理由に加えて、他の移転価格算定方法を採用しなかった理由についても説明する必要がある

重要性

この告示では、重要な関連者間取引のみを詳細に分析することが求められています。グループ会社は通常、複数の関連者と様々な種類の取引を行っているため、どの取引を分析すべきかという問題は分析を行う作業範囲を定義する上で重要です。また、不完全なローカルファイルを作成した場合には、罰則が科せられる可能性があります。しかし、告示や他の移転価格法令にはこの重要性の定義はありません。したがって、何を以て重要性が満たされると解釈するのか、タイ歳入局による今後の正式なガイダンス提供の有無が注目されます。

ベンチマーキング分析の免除

この告示では、提出を要する企業は以下の条件を満たす企業等は、ベンチマーキング分析を作成する必要はないと定めています。

- (a) 会計期間の営業収益が 5 億バーツを超えない
- (b) 報告法人と比較して異なる法人税率が適用されている法人と関連者間取引を行っていない

- (c) 海外で設立された法人との間で、関連者間取引を行っていない
- (d) 前期の会計期間に発生した税務上の損失（繰越欠損金）で、当期の会計期間の法人税課税所得計算において費用として繰り越された金額がない。さらに関連者間取引を行った取引相手も繰越欠損金を有していない。

つまり、営業収益が5億バーツ以下で、繰越欠損金がなく、国境をまたぐ関連者間取引がなく、同じ法人税率が適用される関連者との取引があるタイ企業は、ベンチマーキング分析を行わないことを選択できます。しかし、その他の必要な情報を含むローカルファイルを作成することが求められます。興味深いことに、重要な関連者間の取引については、適切な移転価格算定方法を選択する必要があります。適切な移転価格算定方法を選択するプロセス自体が技術的にベンチマーキング分析を必要とするため、ベンチマーキング分析を行わずに適切な移転価格算定方法のみを選択することで要件を完全に充足することは困難です。

加えて、国内の関連者間取引を一方向的に分析した結果、ベンチマーキング分析が必要ないとの結論に至る場合には注意が必要です。一方のタイ企業が上記の条件を満たしベンチマーキング分析を準備する必要がない場合でも、他方の関連者であるタイの取引相手が条件を満たさない場合（例えば、営業収入が5億バーツ以上）は、2つの企業間の取引についてベンチマーキング分析を準備する必要があるかもしれません。例えば、A社が、第三者向けに製造販売しているB社を含むタイの複数のグループ会社に経営指導サービスを提供している場合、A社の営業収益が2億5千万バーツでその他の条件を満たしていれば、経営指導サービスに関するベンチマーク分析を作成する必要はありません。しかし、B社の営業収益が6億バーツで、唯一の関連者間取引がA社からの経営指導サービスの受領である場合には、同サービスを検証するためのベンチマーク分析を準備する必要があります（前提として、この取引が重要であるとします）。

事前確認制度

また、タイと他国との間で事前確認制度（APA）を取得している企業は、確認対象期間内であれば APA の確認対象取引に関してベンチマーク分析を行う必要はありません。しかし、APA を取得している企業は、確認対象取引のベンチマーキング分析とは別に他に必要な情報を含むローカルファイルを作成しなければなりません。また、ローカルファイルに、APA の確認対象取引に関し選択された移転価格算定方法を記載するか否かについては、疑問が残ります。

APA を取得した企業が、APA の確認対象外である他の（重要な）関連者間取引を行っている場合、これらの取引についてもローカルファイル用のベンチマーク分析を作成する必要があります。

言語

この告示では、歳入局に提出するローカルファイルはタイ語で作成することが求められています。これにより、タイで活動する外国の多国籍企業は、英語版とタイ語版の両方の文書を準備する必要があり、追加のコンプライアンス義務が発生します。

提出

ローカルファイルは、法人等が所在する LTO（Large Business Tax Administration Division）又はエリア歳入局にて通知を発行した税務調査官

に提出する必要があります。報告法人には、提出が完了したことを証明する公式な受領番号が発行されます。

適用開始日

この告示は、2021年1月1日以降に始まる会計期間に適用されます。タイの移転価格税制が2019年1月1日以降の期間に適用されていたことを考えると、企業はこれまでの2019年及び2020年の文書作成においては、従来のTP文書作成ガイダンスである Departmental Instruction Paw 113/2001 に従わなければならないこととなります。

デロイトの考察

2019年に移転価格税制が導入された後に、今回の告示の公表により、タイ歳入局の立場を明確にするローカルファイルの要件が公表されたことは歓迎すべきことです。法人等は、新しいローカルファイルの報告要件を明確に理解することが重要です。ローカルファイルの作成を怠ったり、不完全なローカルファイルを作成したりすると、最高20万バーツの罰金が科せられる可能性があります。また、移転価格分析が十分に行われていないローカルファイルを作成すると、移転価格の調整を受ける可能性があり、その結果、追徴課税、ペナルティ及び延滞金が科せられることとなります。

また、マスターファイル、国別報告書、APAなど、その他の移転価格税制に関連する事項についても、近日中の法令の公表が待たれます。

Contacts

- **Stuart Simons**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135
Email: ssimons@deloitte.com
- **Dr. Kancharat Thaidamri**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118
Email: kthaidamri@deloitte.com
- **Chairak Trakhulmontri**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157
Email: ctrakhulmontri@deloitte.com
- **Alisa Arechawapongsawat**
Partner - Transfer Pricing
Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40171
Email: aarechawapongsawat@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



[Deloitte Thailand](#) | [Add as safe sender](#)

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand

In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.